



受動喫煙のない
すこやかな社会へ

受動喫煙対策
推進マスコット
けむいモン

ルールだモン!

受動喫煙対策



兵庫県マスコット
はばタン

©兵庫県 2007

違反した場合は、
罰則が科されることが
あります。

-  屋内は原則禁煙
-  各種喫煙室への標識の掲示
-  20歳未満の方は喫煙室への立ち入りは禁止

これらのルールが義務づけられています。

